

岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金について【募集要領】

1 事業の概要

介護人材のレベルアップや定着を図り、岡山市内に所在する介護サービスを提供する事業所又は施設（以下「事業所」という。）における実践的なキャリアアップの仕組みの構築を支援するため、予算の範囲内において、岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金（以下「補助金」という。）を、下記に掲げる事業所の運営者（以下「運営者」という。）に対して交付する。

◇補助事業者： 処遇改善加算の対象となるサービスを提供する市内の事業所の内、体制届の提出のあった「事業所」であり、かつ、国、県又は本市以外の団体から補助金等を得て同様の事業を行うことのできない「事業所」であること。

◇補助対象経費： 運営者が事業所の職員にアセッサー講習を受講させるために支出したアセッサー講習受講料とする。

※補助金の交付は、1事業所に対して1回限りとし、かつ当該交付に係るアセッサー講習人数は、1人を上限とする。

◇補助金額： アセッサー講習受講者（以下「受講者」という。）1人につき20,000円を上限に補助する。

2 補助の条件

以下の要件を満たす運営者に対し、負担しているアセッサー講習受講料を補助する。

- (1) 受講者が、申請する介護サービス事業所に、現に勤務していること。
- (2) アセッサー講習の受講料を事業所が全額負担していること。
- (3) 受講者がアセッサー講習を修了後、当該年度の3月31日までに、1人以上の被評価者について、内部評価を開始すること。

3 補助金の申請方法

アセッサー講習の受講を希望する事業所が一般社団法人シルバーサービス振興会（以下「振興会」という。）へ電子メールなどで申し込みを行い、講習の受講後、「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付申請書」（様式第1号）及び「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金実績報告書」（様式第1号ー2）に必要事項を記入の上、必要な添付書類及び様式を添えて、岡山市事業者指導課へ持参又は郵送にて申請する。申請人は、運営者とする。

（郵送先） 岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課通所事業者係
〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階
TEL：086-212-1013 FAX：086-221-3010

（申請期限） 令和8年3月17日（火）（必着）

4 補助金交付までの流れ（再掲）

- (1) アセッサー講習申し込み（受講者→振興会）

受講を希望する事業所が、振興会の介護キャリア段位制度ホームページからアセッサー講習を申し込む。【申込書の送付（送信）・受講料の支払等】

講習申込受付 第1期：令和7年8月25日～9月30日

第2期：令和7年8月25日～12月1日

(2) アセッサー講習の受講・完了

カリキュラムに沿ってアセッサー講習を受講。受講料の領収書の確保。修了証の交付を受ける。

(3) 補助金の申請（運営者→岡山市） ※前項3のとおり

(4) 補助金の交付決定及び確定の通知（岡山市→運営者）

岡山市から運営者に補助金交付予定額等を通知する。

「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付決定及び確定通知書」（様式第3号）を運営者に送付。

(5) 補助金の交付請求書を提出（運営者→岡山市）

交付決定及び確定通知書を受領後、「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付請求書」（様式第4号）を事業者指導課に速やかに提出。

(6) 補助金の振込（岡山市→運営者）

予算の範囲内において、補助条件を満たしていると認められる運営者に対して、指定する口座に補助金を振り込む。

(7) 内部評価開始届（受講者→振興会）

アセッサー講習を修了（合格）後、当該年度の3月31日までに、被評価者の選定・被評価者への説明・スケジュール調整・目標設定等を行い、振興会へ内部評価開始の届出を行う。

※振興会から内部評価開始届出受理の連絡メールが届いたら、事業者指導課に速やかに提出すること。

5 注意事項

(1) 岡山県からの要請により、補助対象となったアセッサー受講者の氏名を同県へ提示することがある。

(2) 補助金の交付後、虚偽の申請・報告等、不正な手続き等により補助金を受領した場合には、「岡山市補助金等交付規則」に基づき、同規則に規定の利息を付して、当該補助金の全額の返還を当該運営者に求める。